

保護者の皆様

西宮市

新型コロナウイルス感染症防止のための家庭保育の協力等について

(「緊急事態宣言」を受けて)

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、政府は兵庫県に「緊急事態宣言」を行いました。これにより、兵庫県は「国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ」があり、「全国かつ急速な蔓延で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ」がある地域に該当するため、今後、県から感染の防止に必要な協力の要請が予想されます。

本市では、新型コロナウイルス感染防止のため、西宮市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校は5月6日(水)まで臨時休業となります。

保育所は下記のとおりのお取り扱いとしますので、感染拡大防止のためご協力をお願いいたします。

記

- 保育所は原則として開所しますが、「緊急事態宣言」が発出されている間は、感染の防止のため、**就労等をやむを得ず保育が必要な方のみ受け入れを行います。やむを得ず預ける場合も、勤務等の都合がつき次第迎えに来てください。**

※ 今後状況に変化があった場合には、上記取扱いに変更が生じる場合があります。

- ご家庭で保育する場合も、以下のいずれかに該当する方は帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

(※) 西宮市保健所（帰国者・接触者相談センター）

(TEL) 0798-26-2240（受付時間）8:45～21:00（平日・土日祝）

御相談の結果は保育所へご連絡いただきますようお願いいたします。